

第 24 回（仮称）市民活動推進条例検討会

日時：平成 30 年 5 月 11 日（金）18 時 30 分～21 時 00 分

場所：第 3 分庁舎 講堂

【議事内容】

●本日の検討内容確認

1. 意見交換会での意見と鎌倉市市民活動調査分析結果について
2. 条例骨子について
3. 今後の進め方について
4. その他

●資料確認

- ・次第
- ・資料 1 意見交換会（4 月 21 日分）
- ・資料 2 意見交換会（4 月 23 日分）
- ・資料 3 鎌倉市市民活動調査分析報告書
- ・資料 4 （仮称）市民活動推進条例たたき台 比較資料
- ・資料 5 他市との比較（市民活動推進条例、協働推進条例）
- ・資料 6 （仮称）市民活動推進条例 今後の進め方（案）
- ・資料 7 私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための指針（素案）
- ・資料 8 第 23 回（仮称）市民活動推進条例検討会議事録

●本日の議題の説明

事務局：本日の議題は、1.意見交換会での意見と鎌倉市市民活動調査分析結果について、2.条例骨子について、3.今後の進め方について、4.その他である。

● 1. 意見交換会での意見と鎌倉市市民活動調査分析結果について

事務局：意見交換会での意見について・鎌倉市市民活動調査分析結果について

4 月 21 日（土曜日）と 4 月 23 日（月曜日）に開催された「（仮称）市民活動推進条例の制定に向けた意見交換会」では 2 日間合計 43 名の方と活発な意見交換を行い、貴重な意見を聞く場となった。

資料 1、2 は各日程ごとに意見の多かった内容をまとめた資料である。また、

資料 1-1、2-1 についてはテーブルごとにでた意見を全て記載した資料である。

資料 1、資料 2 について、特に意見が多く、議論されていた内容を簡単にご紹介する。

- ・条例の必要性。
- ・市民活動、協働事業、ボランティア活動への継続的な財政的・人的支援。
- ・中間支援組織の役割、相談窓口充実。

- ・広報活動の充実、支援。
- ・市からの財政支援。
- ・市民活動団体間や市とのつながり、連携の必要性や協力関係の広がり必要性。
- ・市民活動を評価する仕組みづくり。

今回まとめとして配付している資料については、この後の議題で活用していただきたい。

当日ご参加いただいた方で重要な意見が漏れているようなら、教えていただきたい。

なお、今後テーブルごとにでた意見については公開する予定である。

続いて、資料3「鎌倉市市民活動調査分析報告書」について。調査分析結果がまとまった市民活動団体10団体へのヒアリング調査結果であるが主な調査結果について簡単に紹介する。

- ・地域での団体同士のネットワークがなく、他団体との繋がりを持ちたい
- ・行政との距離のとり方が難しい。
- ・コーディネート力を求めた中間支援組織への期待
- ・条例について

→市民活動は自主的に行うものなので、協働だけ明記すべき

→（一方で）市民活動は公共の課題に取り組んでいるということを保証してほしい。

→わかりやすくしようとしたところが、逆にわかりにくい

といった内容であった。調査結果をみると意見交換会で多くでた意見と重複する内容も多く見られた。こちらの資料についても、議題2の「条例骨子について」で活用していただければと考えている。

意見交換会でのご意見や当日のご感想また、調査分析結果について意見交換をお願いしたい。

【意見交換】

事務局：只今ご説明した資料に基づき、皆さんのご意見やご感想を聞かせて頂きたい。

委員： 資料3の市民活動団体へのヒアリング結果は、3ページから6ページが全体内容を整理したまとめ、7・8ページが市民活動・協働推進施策の今後について、9ページ以降が各団体へのヒアリング内容でよろしいか。また、施策の今後については事務局がまとめたのか。

事務局：資料の概要はおっしゃる通りである。資料3全てが、受託したNPOがまとめたものである。

委員： 意見交換会や市民活動団体へのヒアリング結果の中で、行政との距離の取り方について、行政への信頼感が無かったり過去の事例で懲りてしまったりした例が多く出て来た。行政への要望の多さに驚いた。市民活動支援に関する意見は条例で直ぐに対応できると思うが、行政との距離の取り方は、行政側の責任でもある。行政がちゃんとしなくてはいけない部分について、条例にどの程度盛り込めるか気になっている。

私が携わっている横須賀市の条例では、協働は市から市民活動団体へ働きかけるということで方向性を限定している。行政が責任を持って協働を動かしていく強いスタンスを持っている横須賀市は、行政との距離や関係性が見えやすい。

これ程に行政に対して要望が出てくる中で、行政の方針をどうしたら条例に書き込んで

いけるのか。行政に逃げられそうだという不信感が市民側にずっとある。行政の責任を条例に盛り込んでどう要望を解決するか。非常に難しいと思う。

事務局：市民活動に対する行政の姿勢が見えないという意見は、条例で定められていないこともあって多く寄せられている。NPOセンターを設立した当初からあった意見である。鎌倉市では推進条例をつくる前に具体策としてNPOセンターを設立したが、他市では市民活動推進条例の中にNPOセンターがある形の所が多い。鎌倉市は基となる条例が無い状況にあるので、行政としての姿勢が見にくい。市の姿勢を条例できちんと示していかなくてはならない。

委員：どこの市でも、条例に「市の責務として市民に向き合う」等と記載されているが、今条例でもそのような抽象的な表現をするのか。それでは行政のスタンスは少し伝わりにくい。横須賀市では指針で行政のスタンスをキッパリと謳っているので強いと思う。それなりに行政として覚悟も必要だと思うが、鎌倉はどうしていくのか。

委員：意見交換会では、そんなに行政への要望を言う方ばかりだったのか。

委員：多かった印象である。

委員：21日は特にそういう傾向にあった。

委員：23日も議論が盛り上がりと共に否定的な意見が出てきていた。行政だけが悪いのではないだろうと思われるご意見もあった。鎌倉の市民団体として、もう少し行政と肩を組んで取り組もうという空気にはならない土壌だと感じた。その点も気になっている。

委員：23日に参加したが、私がいたグループではそれほど否定的な意見は出てこなかった。行政よりもNPOセンターへの要望が多かった印象である。

委員：担当が頻繁に変わってしまい困る等、細かいご指摘もあった。

委員：私は21日しか参加していないが、両日参加した方によると日によってだいぶ雰囲気が異なっていたそうである。

委員：21日は否定的な意見が多く、23日は比較的穏やかな会であった。

委員：雰囲気の違いは、意見交換会が開催された場所にも関係していたのかもしれない。

委員：地域活動に取り組んでいる方ほど、行政と協力する必要はないというご意見だった。

委員：地域で独立して活動しているので、条例は不要なのかもしれない。

委員：そういう方にこそ、条例が出来ることによってもっと上手く活動できるようになると示せる条例に示なくてはならない。

委員：条例がいない方は、条例があっては不都合なのだろうか。

委員：恐らく、条例を必要だと思わない、無くても構わないという感じかと思う。

委員：条例が無くても構わない団体もいるが、必要な団体もいる。

委員：その通りである。たまたま知り合いの方が21日の意見交換会に参加して下さって、感想をメールで頂いた。「鎌倉市と参加されていた市民活動団体の皆さんがローカルな視点しか持っていない。私の団体は条例が無くても大丈夫だから別に構わないとか、市役所に要望を言うのではなく、グローバルに鎌倉のまちづくりを皆で取り組んでいくには何が必要だろうかという視点に全然なっていない。」という感想だった。それぞれが主張をして、対話を避けたり目を向けなかったり、全体を客観的に見ていく冷静さが欠けていると感じたらしい。おっしゃる通りだと思うし、そこをちゃんと押さえていくのが条例の

役割かと思う。

また、検討会の皆さんはそれぞれ市民活動をされているけれども、公益意識が高い人が集まっているのだと改めて感じた。

委員： 今更なぜ条例が必要なのかというご意見をお持ちの方や、上手く自立して活動している方には、条例は不要であり、公益性を期待してもらうのが難しいだろう。そういう方々には、いろんな立場のいろんな状況の方にとって、この条例が良い市民活動を生み出していく上でお役に立てるというケーススタディを示していくべき。

全然関心のない方にどう市民活動に参加してもらうか、市民活動を1人で取り組んでいて中々上手くいかない場合の支援をどうするか、行政を自分達で手伝えないか等、そういう場合における「良い意味」を条例に持たせたい。

既に上手く活動できている団体は条例に頼らずに活動して頂いて良い訳だが、例えば活動に予算を付けることになった場合に市がちゃんと支援をすると条例に定まっていることで、より安心かつ円滑に活動できる等、きめ細かくいろんな立場の方を支援できる条例なのだを見せていく工夫が必要。その工夫ができれば、「条例が無くても構わない」から、「有っても良い」くらいには思ってもらえるかもしれない。

委員： 字だけだと分かりにくいので、図で伝えると良いと思う。こういうケースには、こういう支援をして、それが結果としてこういうことに繋がるという風に前後の様子が分かるように載せられると良い。

委員： 条例が出来て何が変わるのか分からない、意見交換会に参加はしてみたものの、この会が何に繋がるのかも分からない、結局はガス抜きの為の会ではないか等、批判的な態度の方が21日は随分多かった。

委員： 表面上は穏やかに対話をしていても、ぼろっと不満がもれる感じだった。そうした不満が、条例が出来て機能することで改善されていくのだとちゃんと見せていく必要がある。

委員： 個人的には、意見交換会がこれでお終いでいいのか不安に感じている。批判的な意見の方は、9月議会を通すことを前提に進めるなんて論外だとおっしゃっていた。市民意見を充分に取り入れたと今回の意見交換会だけで言えるのか不安である。もう少し条例案を練って、議会に提出する前に練った案をお見せしながらセッションする場を作るべき。負担にはなるかもしれないが、それをやらないと、今回の意見交換会に参加した方の労が報われないのではないか。

委員： 意見交換会に関する資料は、条例にどう活かしていくかの観点で分析されているが、様々な意見にちゃんと向き合って、パブリックコメントのような具体的な補足をすべき。

委員： パブリックコメントのように市民意見に対する考え方を回答して、意見交換会に参加された方が参加した甲斐を感じられ、市民意見が取り入れていると実感が持てるようにして頂きたい。

委員： 意見交換会に参加されている方々はまだ有り難い存在だと思う。意見交換会なんか行きたくないと思っている方も多いと思うが、そういう方々も丁寧な対応を望んでいる可能性がある。参加されか方だけでもあれだけの要望が出てきたのだから、それに対する対応はしておいた方が良い。意見交換会で頂いた意見を有り難く受け止めて、丁寧に答えていくべきである。

事務局：要望ではなく、思いつきの感想を述べているようなご意見もあるので、そういうものは回答が難しい。

委員： そのような意見と、回答が必要な質問とを分類して、答えられる意見には少しでも考え方を示しておく。その労を惜しむと、また次の時に好意的でない方に責められるケースが出てくるだろう。

事務局： 一問一答形式だと意見によっては回答が難しいが、カテゴリーに分けてまとめて回答することはできると思う。

委員： 21日の意見で「鎌倉ざらいという本を執筆しようと思っている。」という意見が出た。鎌倉好きの本は沢山出ているけれども、行政とやり取りしている中で鎌倉が嫌いになったのだとおっしゃっていた。その不信感の根源は何なのか。コミュニケーション不足なのか、相互理解ができていないのか。そうであれば対話の機会をもっと設ける必要がある。条例の中で例えば「職員研修をちゃんと行って対話の機会を築く」等と謳って、行政が行政と市民が繋がる施策をきちんと検討しているのだと示すべき。

「無関心な市民は行政の責任ではないか」という意見もある。市民の関心がないのは、市民も考えなければいけない部分もあるが、「十分な広報ができていないか、市としても関心を高める為に広報だけでなくもっと様々な対策に努めていかなければならないのは確かである」というようなパブリックコメントに就いた回答が必要である。

1つ1つの意見を見て行くと、ネガティブな意見であってもヒントになるような部分がある。そこを拾い上げてポジティブな方針を示す作業をすれば、こちらもプラスになるし、市民も行政がちゃんと向き合っているのか測ることができる。一問一答形式でも回答は可能だと思う。1つ1つ答えてみてもいいのではないかと。労力的に考えると、まとめた回答になってしまうと思うが、まとめてしまうと、ちゃんと意見に向き合っていないように映る。1つ1つに対応しないと、市民に伝わらない部分もあると思う。事務局ではなく、検討会として回答する方法も有りかと思う。

事務局： 地域のつながり課では、市民活動推進条例を作る上での回答となる。従って、条例案の策定が進んだ段階での回答になる。

委員： 検討会が中間的な立場に立って抽象的に回答すれば良いのではないかと。

例えば「鎌倉市民が扇湖山荘を知らない始末」という意見には、「扇湖山荘は歴史的建築物として昔からある建物で景観部署が管理しているけれども、市民の声をもっと集めて市民の関心を高めるように努めなくてはならない。それには担当課だけでなく、市民の中で歴史や建築に関する活動をしている団体も沢山あるので、そうした市民活動団体の協力を仰ぎながら、市の取り組みだけではなく市民全体で関心を高めるような活動をしていきたい」と回答していけば、市民にとっては理想的な回答になるのではないかと。行政として、地域のつながり課としては回答できないかもしれないが、検討会の立ち位置なら回答できるかもしれない。

委員： 条例ができれば、今の回答のような連携した活動がもっと上手くいくのだと伝えていく。

委員： 縦割り行政ではなく、市の様々な部署にある取り組みをもっと広げながら、お互い情報やスキルを共有しながら、行政の各部署や団体が市民に伝えていく。大変だけれども、それができれば指針とか条例に良い効果が出る。

- 委員： ご意見があれば、条例検討会にお越しになりませんかと勧誘もできる。
- 委員： ポジティブに転化していく様を見せられたら良い。大変だけでも見せていくべきである。
- 委員： 全てではなくとも、否定的な意見の転化を2つ、3つ具体的に示せないか。意見交換会で否定的な意見を言っていた方に「では、具体的にどうしたいのか」を聞いても答えが無かった。不満がはっきりしているならば、それにお答えするのは良いと思う。具体的にはどんな不満があったのか分かるか。
- 委員： 「条例を作るのは良いけれども、体裁が整っていない」とおっしゃっていた。
- 委員： 条例についての質問や否定的な意見には回答をして、それ以外の意見に対しては、例えば「担当部署にお伝える」という風な形で回答してはどうか。預かりきれない部分は確かにある。
- 事務局： いずれにしても、意見交換会で頂いた意見は個人名が出ない形できちんと公開する。回答方法については、条例案が固まってから整理する必要がある。
- 委員： 「1つの課に市民協働担当がいてもいい」というご意見があつて面白い。もし出来れば日本初だろう。
- 委員： できなくはないと思う。一時期、鎌倉市の各課にエコアクション担当がいた時があった。しかし、担当者を作ってしまうとそれ以外の職員の意識が向上しないデメリットもあるので、担当者を作るのが良いのかどうかは疑問である。
- 委員： 観光ボランティアの自立性の話が鮮やかだった。年間予算が足りなくても、ガイド料できちんと資金が成立しているという話だった。そういう良い市民活動の事例を広めていって、違う分野に活動を提案したり、ノウハウを聞いてみる会を開いたりしたい。NPOセンターが中心となって取り仕切っていって欲しい。
- 事務局： 意見交換会や市民活動団体へのヒアリングでも、ネットワークを望む意見が出ていた。ネットワークを支える、中間支援組織の在り方を条例でも定めなくてはいけない。
- 委員： 頂いた意見を分類分けして欲しい。検討会としても整理した状態で理解したい、どこに向けての質問なのかをカテゴリーで分けて示して欲しい。その上で、条例の為の要望であれば改めて検討していけば良いと思う。
- それから、全ての方が満足する条例は作れないので、誰をターゲットにしてどういうことを目指す条例なのか決めたい。「市民活動を推進します」では、何がどう変わるのか分からないので、ターゲットと目標については検討会でも改めて認識を共有する必要がある。誰をターゲットにどうしていくことを目標とした条例なのかを決めて、仮称だとしても条例名に反映させるべきである。そうすれば検討会を含め市民の意識が少し変わってくるだろう。
- NPOセンターについて、他市では市民活動推進条例に含まれるが、鎌倉市ではNPOセンターの条例が別にある。それも意見交換会参加者やヒアリングを受けた団体には伝わっていない。だからNPOセンターに対する要望等の意見も寄せられている。
- 事務局： 主な意見をまとめたのが資料1と2である。ここに載っているようなご意見が、市民が市の支援の姿勢として示して欲しい部分であり、条例で定めていくべき要素であると思われる。
- 委員： 資料1・2の主な意見のまとめだけでもカテゴリー分けして、明確に結論と理由を回答し

ていくべき。最低限その回答は欲しい。

委員： カテゴリー分けは、資料 1-1 と 2-1 のグループごとの資料の方でされている。

事務局： カテゴリー分けはそんなに難しくはないだろう。

委員： グループごとの意見を見ていると、条例本文には載せなくても、指針や施策に反映されるべき意見が沢山ある。施策レベルで整理して、指針に上げるべきこと。指針に上げたものの中で更に条例に載せるべきこと。段階に分けた整理が必要。

事務局： 条例に関わる部分と、施策に関わる部分が分かれてくる。従って、意見全てを条例に活かすのではなく、指針に活かしていく部分も出てくる。

委員： それも書いておけば良い。「頂いた意見の中で主要な部分については条例に載せ、具体策等の細かい部分については指針や施策に活かす。」という風に記す。その為の整理がいずれ必要になっていくだろう。

事務局： 条例や指針や施策に活かせるか分からなくても、全てが検討材料である。

委員： 市民としては、きっとその一言が欲しいのだろう。

事務局： 初めから切り捨てるのではなくて、ちゃんと向き合って対応することが必要ということか。

委員： そうした対応が行政に対する信頼に繋がっていく。

● 2. 条例骨子について

事務局： 次の議題に移る。資料 4 「(仮称) 市民活動推進条例たたき台 比較資料」をご覧ください。前回の検討会で、たたき台について協議していただき、条例の構成や骨格が良いか確認させていただいた。今回は特に議論が必要な「条例名」や「前文」についてご議論いただきたい。

「条例名」について。平成 29 年度の 9 月議会にかけた条例名は、「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例」であったが、今回制定を目指す条例名について、検討していただきたい。

「前文」について。「たたき台 比較資料」には、平成 29 年度の 9 月議会にかけた前文と同じ文言を仮で記載しているが、今回制定を目指す前文の内容について、検討していただきたい。

また、意見交換会等の結果を受けて、みなさんの意見が資料 4 の「(仮称) 市民活動推進条例たたき台 比較資料」の素案に反映されているかどうか、意見交換をお願いしたい。

【意見交換】

委員： 条例案は何度も配られているが、何か変更があったのか。変更点を赤字で示して欲しい。

事務局： たたき台は、前回の会議で初めてお配りした。意見交換会でもご覧になっているので何度も配布されている印象をお持ちなのだろう。

委員： 何か変更点があるから再配布したのではないか。メールにも添付されていたので、何か変更点があるのかと思って前回のものと比較したが変更点が無かった。資料を配布する際は、訂正した部分を強調したり訂正日時を記入したりして欲しい。最新版がどれなのかも分からなくなってしまう。

事務局： これからはわかるようにする。市役所ではカラー印刷ができないので、変更点には下線

を引く等する。会議の度に配布をしているのは、否決された元々の条例案が手元に無いと、立ち返って議論ができないとのご意見が以前の会議であったからである。その為、否決された条例と、検討中の条例案と、元の指針案を併せて配布している。資料をお持ち帰りになると同じ物がいくつも溜まることになるかと思うが、ご容赦頂きたい。

委員： 網掛けしてある部分は何か意味があるのか。

事務局： 今回の検討会で主に意見交換して欲しい部分を網掛けしている。

基本的にはいずれの資料も、議論の結果をそのまま落とし込んでいます。資料4の『(仮称)市民活動推進条例 素案』の「目的」以降は、前検討会で指針から条例に移すことのご了承を頂いた部分について訂正を加えている。

9月議会で否決された条例は理念を主とした条例であった為に、「私たちは」というように語りかける文体であった。原案が残っている部分と、指針から条文に移した変更部分では文体等に統一感がなくなっている。また、条例名も非常に長い。これらの点を主に本日は議論頂きたい。

事務局での整理を承諾して下さるのであれば、本日の検討内容を基に整理して次回の検討会でご提案することも可能である。その点も併せて議論頂けると、事務局の今後の作業も進め易くなる。皆様にご確認を頂きながら進めて参りたい。

委員： 本日は、意見交換会のご意見を条例にどう反映させていくのかを議論するのか。

事務局： そうではない。ご説明するので資料6のスケジュールをご覧頂きたい。9月議会での条例制定を目標としたスケジュールとなっている。9月議会を目指すとなると6月から7月にかけてパブリックコメントを取り纏める必要がある。パブリックコメントを実施する前にある程度は条例の骨子を固めておかななくてはならない。意見交換会で頂いたご意見の中で条例に漏れがある部分があれば随時追加できるが、9月議会に向けたスケジュールだと条例の構成を定めていく必要があるので、事務局で構成を整えることを承諾するかどうかを議論頂きたい。ご確認頂いた場合は、次回検討会までに事務局で条例の構成を整え、皆様にご提示する。

委員： 条例の「目的」をもっと具体的に書いた方が良い。それに則って条例名も変えるのが妥当かと思う。例えば、市民活動者を増やす支援や市民活動を既にされている方の支援はやるべきだと思う。そうしたやるべきことを明記する。市民活動の全ての支援を謳うと誰に対して何を支援するのか見えてこないの、目的や対象を明確にした上で、当てはまらない部分については支援しないと言ってしまった方が良いのではないかと。

同時に、NPOに関する部分はNPOセンターに任せるような文言も入れてしまった方が、市民もやり易いのではないかと。具体的に明記していくことで市はどこまで支援してくれる、条例ではどこまでカバーされているのかが分かりやすくなる。条例が分かりにくいという意見は、この方法で解消していけると思う。

事務局： 市民活動支援にしても協働にしても、互いの意思表示は必要だと思う。支援して欲しい、協働をしたい等の意思表示に基づいて双方の協力が成り立つ。強制することではないのだから、意思表示に関しては見えるようにしていかななくてはならない。

委員： 市民には、条例で市民活動や協働の定義付けをされるのではないかと懸念している方もいる。自分が取り組んでいる活動は条例に当てはまらないが、自分の活動だって市民活動

だとおっしゃる方や、県外に向けて行っている活動だってある等の意見が議会や意見交換会の場で見られた。そういった誤解が多く生じているので、検討会ではこういう活動に対して議論をしていると対象を示した方が良い。

委員： 前回の検討会で条例素案について検討をし、意見も沢山出している。今回も同じことをするのか。それでは意味がない。前回の検討会の意見を条例素案に反映するのもしないのか。

事務局：前回の検討会で意見は沢山出たのだが、検討会としての具体的な方針が示されなかった。方針があればそれに従って事務局で条例素案に反映させることが可能である。条例素案の「定義」の中で市民活動を「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動のことを言う」と定義しているが、前回の検討会で市民活動は社会貢献活動と言わないとの意見があった。しかし、具体的にどういう定義が良いかという議論には至っていなかった為、今回は条例素案に反映できていない。具体的な意見や方針が出れば直ぐに条例素案に反映させる。

先程、「目的」を明確にして明文化した方が良いとの意見があったが、明文化した具体的な文章が決まらなくても、方針さえ示していただければ、その方針に沿って事務局の方で文章を作成してこることも可能である。

委員： 条例名の変更は前提事項なのか。

委員： 先程、目的を定めて、その目的が伝わるような条例名にしてはどうかとの意見が出た。皆さんはどう思われるか。

委員： 既に目的は条例名に表れていると思う。

委員： 条例名を変えるべきだと思う。理由は2つあって、1つは既にこの条例名案よりも長い名前の条例があり、日本一長い条例名を付ける目標は叶わないこと。その目標を達成する為にもう少し長い条例名に変える方法もあると思う。2つ目は、この長い条例名が市民や議会から叩かれる要因になっていることである。長くて話題性のある条例名にするのか、無難で分かりやすい条例名にするのか決めていきたい。

委員： 無難な条例名にするならば、条例名にあった目的や想いを、条例の「目的」に盛り込んでいく必要がある。

委員： もうそろそろ条例名から決めていった方が良くかもしれない。

委員： 個人的には、長い条例名にしたい。無難な条例名にしてしまうと、そもそも話題にもならないと思う。

委員： 条例名等の体裁ではなく、条例の中身や本質が見てもらえないのが悔しい。

委員： 内容がしっかり作れていることを前提で話をすると、中身がどれだけ良くても見ない人は見ないので、反感を抱いてもらうことで周知のきっかけになるならそれで良いと思っている。市民からのアクションがなければ行政も何も出来ないだろうから、ネガティブな反応であっても市民にアクションを起こさせた方が良い。ただ、アクションを起こさせることを目的とすると炎上するだろうから、日本一長い条例名にするという目的を掲げていると示した方が良い。

事務局： 条例名を覚えてもらえないのではと懸念している。

委員： 通称は付けられないのか。

事務局：鯖江市のように普段使わない言葉で目を引く方法もある。

委員：意見交換会で、「市民活動いきいき推進条例」という条例名案を出して下さった方もいらっしゃった。

委員：現条例名の「私たちのまち鎌倉」というフレーズは良いと思う

委員：短い条例名の方が、市民や議会に受け入れられる可能性は高まるだろう。

委員：「〇〇条例」という条例で締めくくる形でないといけないのか。それとも条例名の中に条例の2文字が入っていれば大丈夫なのか。

事務局：文中に記す形が可能かどうかは分からないが、条例で締めくくる形しか見たことがない。

委員：慣例に倣わない形式だと、反感を抱く方が多く出てくると思う。

委員：反感を抱いていてもらっても構わない。長い条例名にすると公表した上で、意見交換会等で説明して意見を覆す。そうすれば、説明会に参加して下さった方々がスピーカーになって条例の周知に繋がると思う。

委員：今更、他市と同じような「市民活動条例」等の条例名には戻れない。

委員：コンパクトな条例名にして、現条例名を副題にするのはどうか。

事務局：法制担当に昨年確認したが、副題は付けられない。条例ならではの縛りがある。

委員：副題は付けられない訳であるし、一度、長い条例案で審査は通っているのだから長い条例名を貫いたらどうか。

事務局：ただ、前回の条例名と全く同じ名前は付けられない。
総務課法制担当のほかに、課長級で構成される例規審査会があり、そのさらに上に市長や副市長を含めた会議がある。その全てを通過しなくてはならない。

委員：事務局の新しい担当の方はどう思われるか。新鮮な意見が聞きたい。

事務局：今まで議論を重ねてこられた経緯や想いを考えると、他市と同様の「市民活動推進条例」とするのは適当ではない気がする。
何か一捻りほしい。藤沢・平塚・茅ヶ崎・小田原は「市民活動推進条例」である。他市と同じになってしまう。鎌倉市の特色が出ない。

委員：議会の反対意見にも条例名についての意見があったのか。

委員：議会でも条例名に関する反対意見はあった。

委員：真面目に検討した条例名なのだと説明すればいい。

委員：条例名にしても、条例文の修正にしても、誰に向けて何を目的として改善していけばいいのか分からなくなってきた。検討会に向けてなのか、議会に向けてなのか、市民に向けてなのか。最終的には条例を作る為なのは分かるのだが。

委員：条例を作る為というよりも、条例を作った後にどう活用されていくかが大事だと思う。

委員：アンケートや意見交換会でのご意見から推測するに、指針は市民に読まれていない。指針に基づいた条例だともっと発信しないとイケない。周知を重ねた上でないと、指針から何を条例に盛り込んでいくかの話にはならないと思う。ご意見の多くに指針に載っている事柄が挙げられているのは、指針を読んでいないからだろう。アンケートに回答して下さったり意見交換会に参加下さったりと少なからず関心のある方々にすら、指針に基づいていると周知され始めてすらいらない現状である。

委員：指針を条例に少し盛り込んだのが、条例素案になっている。

事務局：指針の中で、普遍的な部分を条例に盛り込んだものが条例素案である。元々、時代の変化に臨機応変に対応できるように具体的な部分は指針で定めていたが、それだと条例から具体的な部分が伝わってこないというご指摘があった。指針の中から時代の変化に関わらず普遍的であろう部分について条例に移したのが、現在の条例素案である。

委員：従って、条例の体裁は他市とそう変わらない。その上で条例名に個性を残したとして、それでも条例が議会を通らないのだろうか。

事務局：個性があってもいけない訳ではないと思う。しかし、先程の意見のように、目的が条例名から読み取れるかどうかは問われるだろう。そのため、目的を整理した上で条例名から読み取れるようにする姿勢は大事である。

委員：条例が長くても短くてもその姿勢は変わらない。因みに、法制的には短い方が良いのか。

事務局：法制からは短い条例名が基本的だと言われている。

委員：逆に凄く短い条例名はどうか。今、日本一短い条例で調べても記事が出てこなかった。

委員：長い条例名だと大分県宇佐市が話題になっている。47文字の日本一長い条例名としてPRしようとしたが、既に更に長い条例名があったそうだ。日本一長い条例を目指す記事と、失敗した記事の2つが話題になっている。最終的には日本一長い条例名にはならなかったのだが、話題になったのでPRとしては成功している。2回共が産経の全国紙に載っている。知名度があまりない市で全国紙に2回も記事が載るなんて凄いことである。このように唯一自由がきく要素である条例名を無難なものにするのは、非常にもったいないと思う。

委員：PRを目的にするのであれば、最初のパブリックコメントの時点でマスコミに公表すべきだった。その点は遅れを取っている。

委員：例えば、分かりにくいという指摘が多かったので全て平仮名の条例名にした等の話題性とストーリー性がある条例名が望ましい。

委員：日本一短い条例名はどうか。例えば、防災訓練の標語である「おかし」のように頭文字を繋げた条例名はどうだろうか。

委員：長い条例名が議会における反対意見の最たるものであったのだから、もう長い条例名はやめてはどうか。今日もう条例名を決めてしまっただろうか。いつまでも条例名に時間を割くのはもったいない。

委員：長くなくても良いので、話題性とストーリー性は欲しい。無難なものにはなって欲しくない。興味を持ってもらうきっかけとしたい。目にした時にギョッと驚くような条例名にしたい。

委員：中くらいの長さで、省略するとインパクトがあるものが良いのだろう。

事務局：2年前には「未来づくり参加条例」という案もあった。提案とか参加等がイメージされる条例名にしたいというのが、当時の検討会の意見だった。

次回の検討会までに過去の議事録を見直して、検討会で出て来た条例名案をピックアップする。皆さんにも条例名案を次回検討会までに考えておいて頂きたい。

条例名は次回に持ち越しとし、前文についての議論に移る。前文は内容を変えるのではなく、条例文全体に合わせて整理が必要だろうという話である。従って、条例名が変わると、前文も併せて変える必要性が出てくるだろう。

委員： 意見交換会で海外在住経験のある方の話が大変興味深かった。国の成熟度が市民活動に影響しているとか、企業等の上部のポジションにある方が自然に市民活動を行うだとか、そういったことが文化的に出来上がっていて、とにかく精神的に豊かなのだとおっしゃっていた。鎌倉市はそういうことが出来る市だと思う。

委員： おっしゃる通り、意見交換会で発見のある意見もあった。今の話も含めて、そうした発見をもっと拾って条例名や条文に落とし込んでも良いと思う。例えば、「これから市民活動を継続していく為には若い世代への世代交代が必要」といったシビアな意見もあったが、高齢化が進むまちだからこそ次世代の育成等が重要になってくる。条例の中に、「常に次の世代のことを考えながら、上手い世代交代を図っていく」等の文言を入れても良いと思う。

事務局： 精神的に豊かでありたいというご意見は複数寄せられていた。

委員： そうしたキーワードを拾って広げていくべきである。

「自分事として考える」というのも、先程言ったように公益的な視点に欠けた自分の団体のことだけを考えるのではなく、他人事を他人事ではなく自分事として考えるという意味がある。そうした深い面白さを考えても良いのかもしれない。

事務局： アンケートのご意見の分類や条例名については、事務局で一度整理し、次回検討会で皆さんにご提示する。

● 3. 今後の進め方について

事務局： 次第3の今後の進め方について。

今後の方針について確認したい。今までは条例と指針を必ずセットで考えてきたが、条例の中に指針を盛り込む方針に変更した為、条例で骨子が作りあげられることになった。本来であれば、条例と指針の作成を平行して進めていくのだが、条例の骨子作りをしつかりしていくのであれば、条例作成を優先して指針は後々に作成したい。指針の内容についても随時議論していくことに変わりはないが、指針を平行して考えると細かい具体策の話しに至ってしまう。骨子を固めた上で議論した方が円滑に進められるだろう。条例で骨子を固めた後に、指針については作業していきたいが、この進め方で良いか。

それから、議員との意見交換について。これまでアンケート・意見交換・ヒアリングと進めてきたが、議員との意見交換は未実施である。実施する場合は頂いたご意見を反映できるパブリックコメント実施期間中で、議会が多忙な6月ではなく7月上旬が適当だろうと考えている。これまでのご意見では、検討会として議員との意見交換の場が必要だという話だった。条例が出来上がって、議会にかけられる9月議会までには機会を設けるつもりである。相手もいる話なのでスケジュールを前もって決めたい。実施する場合、ワールド・カフェ形式というよりも検討会のような形式になるだろう。因みに、意見交換会とは別に事務局として6月議会で中間報告はする予定である。議員との意見交換会を実施するかと、実施する場合のスケジュールについて皆さんのお考えを教えてください。

委員： 議員さんの誤解を解く為に意見交換会を実施したいという話だったかと思う。主に説明したいのは、条例名が長いことと、条例は理念を定め具体策は指針で定めており、条例

に不足している部分は指針で補われていることである。

指針を条例に盛り込む方針に変えた結果、条例が具体的になり、一般的な条例の体もなされてきた。本日の議論で条例名も日本一長いものにはしない可能性も出て来た。おおよそ議員の方が反対されていた部分は改善されるので、議会に通らない理由はもう無いように思うがいかがか。

委員： 議員と意見交換会を実施する機会を設けることが大切だと思う。

委員： 意見交換会を実施するなら、条例否決を受けて条例の改善をしたと予めお伝えしておくべき。

事務局： 議会の中では市職員が議員とやり取りするので、条例を作り上げてきた検討会の皆さんが議員と直接お話しする機会が無い。対話を直接する場が必要ではと考えている。

委員： やはり意見交換会をやりたい。

事務局： 意見交換会を実施するという事でよろしいか。

〈一同了承〉

事務局： 日程と場所は事務局で調整させて頂く。パブリックコメントの内容を大まか決めた段階になるので、6月か7月を想定している。

委員： 急がなくていい。議員の方に条例素案を予めお渡しして、周りの方々の意見を聞いて来て頂くような形式にしたい。その為には時間が必要である。

委員： その形式を採るならば、パブリックコメント公開後の方が良いだろう。公開後ならば市のホームページからも条例素案をダウンロードができるし、市民も条例を認知している可能性がある。やはり、6月のパブリックコメント後の7月が適当だろう。

委員： 今、検討会で頂いている資料を前もって議員に送付することは可能か。

事務局： 現在の資料は検討中のものである。パブリックコメントを出す段階までには検討内容を整理して形になった条例案を公開する。議員にお渡しするのは形になった段階の条例案とする。

委員： 意見交換会を開催しても、きちんと理解して頂いていないと意味が無い。事前送付はして欲しい。

事務局： パブリックコメント公開に関する手続き等もある関係で直ぐにとはいかないが、内容を吟味するだけの時間を充分持つてお渡しするつもりである。きちんと公開されて誰でも条例案をご覧になれる状況で意見交換会を開催する。意見交換会の場で初めて資料をご覧になる状況にはしない。

委員： しかし、前回の議会では直前の資料配布で、対応が遅いと指摘もされていた。もっと早く資料を渡せば、また違った意見が出ていたのではと思っている。

事務局： 昨年は、パブリックコメントが大量であったことと、通常は1度の審査会を2度開催した関係で遅れを取ってしまった。本年度、そのような指摘をされないように早い時期にまとめて情報を公開していく。

● 4. その他

事務局： 議題4「その他」について。

まずは、今後のスケジュールについて。パブリックコメントは、6月の中旬から実施す

る予定であり、6月議会では条例の進捗状況の報告を行う予定である。

また、パブリックコメントと平行して「庁内の意見募集」や「庁内の関係部署による検討会の設置・開催」を進めていく予定である。

次に次回の検討会と今後予定している検討会の日程について。次回の検討会は、既に通知させていただいているが、5月28日（月曜日）18時30分～20時30分 市役所第4分庁舎2階823会議室で開催する。28日は、パブリックコメント前の最終確認を行う予定である。また、今後予定している検討会は、パブリックコメントが終了したころの7月下旬を予定している。

庁内的にも関心が高まっており、庁内の意見も聞くように要望が出て来ている。庁内の関係部署にも照会をかけて、庁内意見を吸い上げた上で条例をまとめていきたい。今回の検討会での意見も次回検討会までに反映する。資料には日付の記載と、改訂部分は下線を引く等して分りやすくお示しする。

委員： 6月議会は何日からなのか。

事務局： 6月13日からである。

委員： パブリックコメントはいつからなのか。

事務局： まだ決めていないが、6月上旬から中旬に開始し、7月上旬から中旬にかけて実施したい。

委員： 議会が6月13日に開催ならば、パブリックコメントの実施を早めた方が良いのではないか。

事務局： 議会とパブリックコメントの時期は必ずしも一致していなくていい。6月の議会は中間報告であるので、パブリックコメント実施中か或いは実施予定であると報告する。条例を議会にかけるのは9月議会である。

委員： パブリックコメントに検討会のメッセージを付けられるのか。個人的には長い条例名を付けたいと思っているので、長い条例名にする理由であるとか、想定できる質問に対する回答を事前に付けておきたい。

委員： Facebook等では可能かもしれない。

事務局： パブリックコメントには条例や指針で手続が定められており、その規定に基づいて実施する。パブリックコメントとは別に市の取り組みについて広報する媒体があるので、そちらでのPRも考えられる。いずれにしても広報課との調整が必要である。
パブリックコメントを公開する際には、条例本文だけではなく条例を作る理由等を必ず載せる。

委員： 条例が否決された後の変更点等を載せることは可能か。

事務局： 一問一答形式ではないが、経過説明の中で変更点については触れる。

委員： 市民団体との意見交換会は今後行わないのか。アンケート・意見交換会・ヒアリングで得た意見を条例案やパブリックコメントに反映させる訳だが、その反映させたものに対してまた意見が出てくるのではないだろうか。意見交換会で9月議会に条例をかけるのは早急ではないかという意見も見られたので、心配である。9月議会にかけるのであれば、そこのケアは充分にした方がよい。

委員： 意見交換会を開催した、という事実が欲しいだけだろうという意見も見られた。

委員： 意見交換会の意見を反映した条例案をお見せしてはいないので、一度お見せして意見交換を行うべきではないか。パブリックコメント後だと意見を頂いても条例変更は難しいので、出来ればパブリックコメント開催中の6月に意見交換会を実施したい。

事務局：パブリックコメントは顔を合わせての対話ではないが意見は出して頂ける。書面で意見を出して頂ければ回答はきちんと返せる。

委員：パブリックコメントの期間中に、事務局は関係なく検討会のみで意見交換会を開催できるか。

事務局：手続き的には可能である。しかし、市がパブリックコメントで意見を受け付けているのに、検討会で別に意見を受け付ける場所を設けると、ダブルスタンダードになってしまう、その意味を問われるかもしれない。

委員：では、市が意見交換会を実施するのは難しいのか。

事務局：パブリックコメントとは別に、意見交換会の場を設けるのか。そうすると、パブリックコメントの意味が問われる。

委員：しかし、意見交換会で顔を合わせて話すことで誤解が解消されることが多かった。意見を頂くのがパブリックコメントだとすれば、疑問にその場で答えていくのが意見交換会である。

事務局：意見交換会で頂いた意見にも、市が答えていかなくてはならない。パブリックコメントは個人として答えるのではなく、市として回答するものである。意見交換会で頂いた意見も、口頭でご質問頂いたからと言ってその場で個人として回答するのではなく、市として回答しなくてはならない。意見交換会はあくまで議論の場である。

委員：スタンスはそれで構わない。しかし、議会でも条例は市が作りたから市が勝手に作っているという誤解があった。そうした誤解を会ってお話しして、検討会は市民の為に条例を作っているのだと説明できれば、市に強制されて作っているのではないと伝わる。誤解や思い込みをしている方もいるので、何か対面で説明できる場が欲しい。意見交換会では、たった2回だけではなく各小学校区で意見交換会を開催すればもっと多くの人に広まるという意見もあった。9月議会にかけるかどうかはともかく、同じ轍を踏まない為にも議員とも市民とも対話の場を設けたい。市のスタンスを破れというのではなく、何か方法があるのならば、私達が時間を割くことで出来ることならしたい。

委員：意見交換会も意見を受け付ける場とするとダブルスタンダードになってしまうが、条例について考えるイベントとし、その中で意見があればパブリックコメントでご提出頂くという手法なら可能ではないか。

委員：議員との意見交換会を公開で出来ないか。団体の方にも同席して頂いて最後にご意見を伺う方法は採れないだろうか。

事務局：可能だろう。

委員：この問題は総じて同じ所に根源がある。一般的に、条例は行政が作って市で運用するものという認識を行政も市民団体も持っている。しかし、今回は非常に異色で、市民が検討会に参加し、意見交換会やヒアリングには市民団体も参加している。かなり特殊な作り方をされている上に、市民の公共公益性を目指して作られているものである。市役所に強制されて作っているのではないのにも関わらず、市民にも議員にもそう読み取って

もらえていない。そこに誤解がありジレンマになっている。特殊な作られ方をしているのだと上手く伝えていく方法はないだろうか。このまま進めていっても誤解は解消されないだろう。その解消方法がパブリックコメントなのか意見交換会なのかイベントなのかは分からないが、きちんと考えた方がよい。

委員： 条例を通す為にも考えていくべきなのか。

委員： 条例を通す為というよりも、条例の本当の意味を知ってもらう為に考えるべきである。市民の公共公益性の為に市民が参加して作られた条例であるのに、市が作ったと分かった途端に受け入れられなくなったり、市が作ったことが反対の理由になったりしてしまっていること自体がおかしい。そこをどうにか上手に伝えていきたい。

委員： 市庁舎建設に関する市民の会議があり、それが広報紙の一面に載っていた。そういう風に市民に届けられたらよい。そうすれば、市に強制されているのではなく市民参加の基に作られている条例なのだと伝わるだろう。

事務局： 広報かまぐららの1面掲載記事は、スケジュール管理されていて、今からだと難しい。もう少し早い段階で企画すれば調整ができただろう。

委員： 一面でなくても、織り込みチラシの形で配布できないだろうか。

事務局： 駅前で配布するチラシなら今からでも作れる。『てのりかまぐら』という月1回程度の頻度で配布するチラシがある。それならパブリックコメントに合わせての配布も可能だろう。検討会委員のコメントや、新しい条例を作る為にパブリックコメントを実施していること等が載せられるだろう。紙に印刷して朝配布するだけなので、人員さえ割れば可能である。職員で配布や印刷は行う。

委員： 検討会についても、選ばれた市民によって構成されている等の誤解がある。そういう意味では、行政が責任を持って作った条例だと示した方が、条例が通り易いのではとも思う。その辺りの示し方が非常に難しい。

事務局： 意見交換会を再度実施するのだろうか。実施するならば、7月上旬に立て続けに開催することになる。

委員： 意見交換会で頂いた意見への回答をすべき。手厳しい反対意見に対しても、懸念に対する安心できる根拠を示し、市民と誠実に向き合っていると伝えられればよい。回答までしないと、意見を聞くだけだとか、意見交換会を開催した事実が欲しかったのだと言われてしまう。4月の意見交換会はワールド・カフェ形式だったので、総括や回答もしていないので、尚更回答が必要だろう。回答が市の立場からでは難しいのであれば、検討会から回答する方法もある。そういう寄り添い方をした方がよいのではないか。これは、議員に対しても同様のことが言える。

事務局： パブリックコメントは市として回答するものだが、意見交換会は検討会の皆さんとやったものなので、意見交換会の中での声に検討会として回答していく方法はあるかと思う。

委員： 反対意見の根源はパブリックコメントでも意見交換会でも共通しているだろうから、そこをトータルで解消できる回答を検討会として発信し、誤解や反感を解消できればよい。

委員： 先程、事務局が言っていた「庁内意見を聞いて欲しい」とは具体的にどういう話なのか。

事務局： 条例を作る場合は他の施策にも関わってくるので、内容が被らないようにとか、或いはこうしてもらえたら他課の仕事も円滑に進むだとか、調整をする上での照会や意見募集

が求められる。市民活動や市民協働は特に影響の大きいテーマであるので、尚更その要望が強い。

委員：なるほど。他部署の意見もしっかり吸い上げて頂いた上で、逆にこれから市民活動や協働に関わりそうな施策や条例に対する庁内調整もお願いしたい。また、本条例の指針や施策への反映もお願いしたい。

事務局：勿論、そのように努める。庁内で調整をしっかりとしないと庁内合意も得られない。また、当課だけが努力すれば良い問題ではなく、全庁的に市民活動支援や市民協働の視点を持って取り組んでいく問題であるので、調整は丁寧に進めていく。

委員：企画調整部門でも市長直属でもないので、調整が難しいと思う。横須賀市では企画調整部門で条例の制作を始めて、検討した結果、企画調整部門ではなく市民活動の担当課で受け持つことになった。企画調整部門で受け持っていた時は全庁への調整や周知は迅速に行われたが、市民活動の担当課では市民意見の取入れが迅速に行われた。地域のつながり課がどのようなスタンスの課なのかによって、今後、市民協働等で行政と手を組んで行う市民活動に大きく関わってくる。立ち位置はしっかりと定めておいて頂きたい。

事務局：地域のつながり課が軸となってしっかりと庁内調整をしていく。庁内調整を盤石に進めて、担当課が勝手に取り組んでいると思われぬように、庁内の協力が図れるようにしていく。

委員：条例成立後、指針や施策で実動した時に、手を取り合って取り組んでいけるかが肝心である。

委員：前回の否決時に庁内調整はしていなかったのか。

事務局：前回は更にもっと力を入れていく。

委員：調整の方法もあるが、内容の問題もある。横須賀市では、協働の主旨を最初に作った上で調整を行っていた。その辺りの筋書きを、事務局から庁内へ示して頂きたい。

事務局：承った。最後に確認だが、先ほど9月議会にかけると、市民との対話にもっと時間をかけるべきという意見もあったが、9月議会を目指して進めていくことでよいか。

委員：9月議会に通さなくてもいい理由は何だろうか。

委員：市民意見をきちんと受け入れて反映させていると伝えられるのであれば、早い方が良いと思う。しかし、それが出来ないなら9月議会を目標とする意味は無い。

事務局：遅くなって良いことはないと思われる。出来れば、当初の目標通り9月議会に向けて進めていきたい。条例を作ってお終いではなく、指針や具体的施策を市民の皆さんは期待していると思うので、出来るだけ早く次のステップに進んで参りたい。

委員：私もそう思っているが、市民との対話をきちんとしていると強く発信していかないと、勝手に市が作った条例であると反対されて、否決されてしまう可能性もある。

委員：早い遅いに関わらず、市民意見への対応はしていかななくてはならない。

事務局：市民意見への対応は、先程の議論も踏まえ検討する。9月議会を目指して進めて行く。

委員：指針から条例に盛り込むべき所はもう無いだろうか。

事務局：少なくとも、前回の反対意見で指摘された他市と比較して抜けていた部分はおおよそ補えている。また、補足部分は他市の条文をそのまま模倣しているのではなく、指針にあった内容をそのまま条例に盛り込んでいる。

指針の中にあつて条例に載せていない所は、指針の「はじめに」の部分と、基本的な考え方の「活動推進と協働推進それぞれの方策」と「施策の一覧」である。

委員： 意見交換会で財政の担保について沢山意見があつたが、条例の中では一切触れられていない。あれほどご要望が多く、かつ要望へのフィードバックもしていく方針を採るのであれば、「予算の確保に努める」等の一文が欲しい。それから、職員の市民活動並びに市民協働への理解の促進や研修の実施要望も多く寄せられていた。条例でこの2つについては触れていくべきではないか。

事務局：「財政的支援をしていく」とは載せている。何をどう支援していくかは本当の具体策なので、中身については個別で議論しなくては決められない。

委員： 意見交換会では、財政支援を市がするのは当たり前で、更に何%は市が担保すると定めた方が良いという意見もあつた。本当に市が財政支援をしてくれるのか、何年か経ったら補助金が引き下げられたりしないだろうかといった不安が市民にあるのならば、努力義務として具体的支援を明記するべきかもしれない。どこまで条例で保証していくのか決める必要がある。

委員： 正に行政との調整に関わる部分である。

事務局：財政支援制度の中身を決めないと書き込めない。条例では財政的支援を述べておき、指針で具体的な支援策を作り上げていくことも出来る。全ての要望を条例には載せられない。また、条例で具体策まで定めてしまうと、検討会が目指してきた時代やニーズに合わせた市民活動・市民協働推進づくりとの方針とも乖離してきてしまう。

委員： 行政が予算を確保していく姿勢を示して欲しい。市民生活部以外に話を持っていくと話に乗ってもらえない等の温度差を感じる等、嫌な思いをされている方もいらっしゃる中で、そういう声をお聞きした立場としては、このままで大丈夫だろうかと疑問に思う。具体的に財政支援を謳わなくても、財政支援は可能だろうかと思っているが、市民の意見をどこまで載せていくのかが問題である。条文の「役割」部分に、特に市による財政支援については触れられていないので、「役割」の部分にキーワードを入れた方が市民意見を取り入れたと伝えられると思う。

委員： 事務局は行政職員なので「細かく明記しなくても財政支援を実現できる」と判断ができるが、市民は明記してもらわないと判断ができず不安を感じる。市民に分りやすい表現とは、そういう部分を安心できるレベルで示したものを言うのだろう。その辺りは少し検証した方が良い。そうした表現を含め、変更点を示すことが、意見交換会に参加されて反対意見をお持ちだったに対する正しい回答である。正しい回答が出来れば、意見交換会はガス抜きではないことも、参加した意義も伝えられるだろう。

事務局：市が取り組むことなので、「財政支援に努める」というより、「予算を措置する」等の表現である。しかし、予算措置は別に議会の審議を受けるので、ここで明記することはできない。

委員： 細かい表現は違って良いと思う。

委員： 条例は半永久的に縛られるものなので、先程の例のような何%支援する等は少し過剰な表現かと思う。しかし、市民意見が取り入れられたことを示し、市民に分りやすい表現は検討すべきである。

事務局：何らかの財政支援が見えるようにして欲しいという要望は理解した。何か上手い表現方法を考える。

委員： 或いは、条例ではなく指針に盛り込むならば指針に盛り込んだと回答したら良い。

委員： 他市では「予算確保に努める」等の表現はしているのか。

事務局：他市ではしていないと思う。

委員： 他市でも表現していないのであれば、「ご要望として行政職員が積極的に関わること及び財政的にきちんと支援することを求める声が多かったが、中々そこまでは条例に反映できない状況であるので、指針を作る時には必ずご要望を意識しながら取組んでいく」というような説明をどこかですべき。

事務局：そのような表現で回答していくことは可能と思われる。要望は条例に記載する内容ではないので、指針作成時に検討していくなどという表現で丁寧にお伝えしていく。

●本日のまとめ

委員： 予定より 30 分長引いてしまったが、条例への大事なこだわりを最後まで集中して議論できていた。検討会の姿勢は本当に素晴らしいと思う。そこに敬意を表す。本日は本当にお疲れ様でございました。

事務局：本日の検討会は以上である。

以上